

埼玉協第342号
令和3年8月17日

各市町村スポーツ少年団本部長 様
各種目別部会代表者 様

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
埼玉県スポーツ少年団
本部長 尾崎 豊
(公印省略)

緊急事態宣言期間におけるスポーツ少年団活動について (依頼)

日頃より、本県スポーツ少年団の諸事業に対しましてご協力いただき、ありがとうございます。

さて、去る8月13日、埼玉県教育委員会から「緊急事態宣言期間における教育の対応」が別紙の通り各県立学校並びに各市町村教育委員会に対して発出されました。

県本部といたしましては本部長・副本部長・担当委員会との緊急会議を開催し、今回の埼玉県教育委員会から各県立学校・各市町村教育委員会への要請を考慮し、スポーツ少年団活動での感染拡大を予防するため、各スポーツ少年団の関係者皆様に、緊急事態宣言期間内の活動を下記の通り、制限・自粛をいただき、協力をお願いすることといたしました。

つきましては、貴市町村本部役員の皆様をはじめ、各単位団代表者・指導者・運営スタッフ・保護者の方々等、関係各位にご周知いただきますようお願いいたします。

記

【活動に関する制限・自粛の要請内容】

1 期 間 緊急事態宣言期間中(8月31日迄)とする。

2 単位団活動

- (1) 感染予防対策を徹底しての活動。
- (2) 活動は2日/週までとし、1日の活動時間は2時間までとする。
また、土・日のどちらか1日は活動をしない日とする。
- (3) 食事(昼食)を伴う活動はしない。
- (4) 2団以上での活動は行わない。(合同練習等)

3 練習試合・交流大会等

- (1) 練習試合は行わない。
- (2) 県種目別交流大会をはじめ、県本部主催事業の延期。
- (3) 各地域での開催方法の検討及び関係者への周知徹底。

【お問い合わせ先】

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 埼玉県スポーツ少年団 担当：高橋・小林

Tel : 048-779-5895 FAX : 048-774-5550

Mail : saitamaken@japan-sports.or.jp